

教員の懲戒処分について

この度、平成29年6月28日付けで、下記のとおり本学教員に対し懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

1. 被処分者

教授 女性（60代）

2. 処分内容

停職2月

3. 処分事案の概要

当該教授が、授業を適正に行っていないにもかかわらず、学生に対し単位を付与したこと。

当該教授の行為は、大学教育の根幹に関わる単位認定の適正性への信頼を揺るがすものであり、倫理観及び規範意識の欠如と言わざるを得ないことから、処分を行いました。

4. 学長のコメント

本学教員がこのような行為を行ったことは極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

このことを厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう再発防止に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

【本件照会先】

教育・学生担当理事 中田敏夫

電話：0566-26-2121（総務企画部人事労務課）